

# 阪大分会ニュース

No. 59 2010年2月27日発行

関西單一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL06-6303-0449

正規・非常勤・派遣・委託など  
雇用形態の区別なく、  
1人でも入れる組合です。  
あらゆる相談を受けつけます。

## 3月末雇止め＝解雇を阻止しよう！

2・27なんで有期雇用なん!? 関西緊急集会を成功させよう！

3・7～8全国争議団闘争で阪大に抗議の声を！



### 3月末解雇撤回の闘いをつくろう！

阪大では2月18日、「大学をどうするか！共に考える全学大討論会」が学生も加わりおこなわれた。学生の指導援助をおこなっている特任教員が3年期限で、学生の在学期間よりも短いというありさまだ。非正規労働者の増大に、大学本部の正規職員は突出して増加している。管理を強化していることは明確だ。これを契機に大学に対して声をあげていかねばと、続く2月27日の「なんで有期雇用なん!? 大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会」への参加が呼びかけられた。有期雇用による3月末解雇を阻止するために、2・27集会は国公立・私立の大学で有期雇用と闘っている面々が団結しようという集会に全国から声が届いている。加えて、3月7日～8日には全国争議団交流集会と現場闘争が組まれ、阪大闘争もおこなわれる。3月末雇止め＝解雇を許さず闘いを拡大するぞ!!

### 阪大の好き勝手な雇止め＝解雇を許さない！

昨年の夏頃から、S組合員は業務を干されてきた。伊藤教授から雇止めの宣告と雇止め同意書の提出を迫られ、組合に加入した。

2月12日、団交にて、阪大の後藤宏平総務

部長は S組合員の雇用継続について「前向きに考えていきたい」と回答した。しかし、伊藤教授は「業務の改善」が雇用継続の「条件」であると回答し、「業務の改善」がなされていないと判断した場合には、就業規則に基づき雇用継続しないことも有り得ると言明した。これまでの定型的な業務がなくなるから、次の段階の業務についての評価が出れば雇用を継続するともっともらしく言うのだ。

大学は1月27日を境に S組合員が「非常に改善している」という評価をおこない、それ以前は悪かったように印象づけている。1月27日とは、我々がはじめて大学に要求書を提出し抗議をおこなった日である。組合の抗議後に評価をはじめたことは、「正当な」解雇理由づくりとしか考えられない。われわれは雇用継続の確約を要求し抗議した。しかし、大学は評価判断には約2週間かかるとして、我々の継続団交要求も拒否した。

### 退職強要と組合への誹謗中傷を許さない！

伊藤教授は我々の1月27日の抗議直後、S組合員に組合からの離反をそそのかす言動をおこない、数日後には職場の常勤職員が「組合のプロパガンダに利用されるのがオチ」

と組合をひぼう中傷し、「辞めないと、就職活動の妨害をする」と脅した。S組合員の抗議に、伊藤教授は職員を集め今後おこなわないように命じた。しかし、団交では謝罪もなく、否定し隠ぺいに走っている。

大学の横暴な1年切りを許さず、継続雇用をかちとろう！

## 短期非常勤職員の6年切り=3月末解雇を許さない！

阪大はこの3月末に40名の非常勤職員を6年期限をもって雇止め=解雇せんとしている。

阪大が04年大学法人化に際して制定した就業規則において、最長6年期限雇用としたことによる。勤続が長期化すれば、安易に雇止めができなくなるのを防ぐためだけの有期雇用導入である。法人化後6年目を迎えて、はじめての6年切りである。不当な解雇をなんとしても阻止しなければならない。

## 長期非常勤職員の5年後解雇を許さない！

法人化の際、阪大は長期非常勤職員（法人化以前から勤務）のうち、前記就業規則に基づいて6年以上勤務する400名以上の非常勤職員を解雇しようとした。われわれの解雇阻止闘争もあり、全員継続雇用した。

しかし、09年10月、阪大はこの長期非常勤を5年後に雇止め=解雇することを発表した。しかも、特例職員制度導入との抱き合わせである。つまり5年間のうちに試験を受けて特例職員になるか、さもなくば雇止めというものであり非常勤職の選別・分断を図るものである。全員の雇用確保をかちとらねばならない。

## 不安定雇用の元凶「解雇つき雇用」をなくせ

S組合員に対するパワハラ退職強要・雇い止め=解雇攻撃で明らかになったように、

大学は短期非常勤職員を就業規則の雇用期間の上限（最長6年）まで雇用を保障するのではなく、早期に退職に追い込んでいるのが実態である。

大学は非常勤職員の雇用実態が継続していることにより「期間の定めのない常用労働者」となることを防止するための対策に熱心である。退職に追い込んだ非常勤職員をクーリング期間（1年）をおいて再雇用している。

また、07年3月14日、大学は雇用「期間の上限（最長6年）は、上限に達するまでの雇用を保障したものでない」と通知した。大学は「就業規則の内容を誤解し、誤った期待を抱かせないため」に、採用時に「6年間も働くと期待するな」と恫喝をかけているのだ。

我々は大学の非常勤職員の労働権・生存権を踏みにじる人権侵害の有期雇用を絶対に許すことはできない。短期・長期非常勤職員を雇用不安に陥れている短期雇用制度・有期雇用の撤廃を要求して闘おう！

### 一人で悩まず、阪大分会に連絡を！

阪大の非常勤職員のみなさん、私たちは一人一人孤立しているように見えますが、学内外に目を向けてみましょう。共に連帯し手を結ぼうとする仲間たちがいます。私たちは大変勇気づけられています。一人で悩まず、あきらめる前に、ぜひ、分会に連絡してください。

共に連帯して声をあげましょう。

### 非正規労働者の談話室

日時 3月12日（金）午後6時～9時  
場所 豊中市立千里公民館 第1会議室  
(豊中市千里文化センター1階)

- ・アクセス  
北大阪急行又はモノレール千里中央駅下車
- ・都合のいい時間にお立ち寄りください。

